

5月12日(金)は 民生委員・ 児童委員の日

皆さんが住んでいる地域で民生委員・児童委員が活動していることを知っていますか？民生委員・児童委員は、皆さんの生活上の困りごとに関し、一緒に考え、各支援機関などへとつなぐパイプ役として活動する地域のボランティアです。子どもから高齢者まで幅広く支援を行い、市内で約250人が活動しています。また、子どもに関することを専門に担当する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、受けた相談の個人情報・秘密は守られますので、安心して相談してください。各委員の連絡先は、担当課へお問い合わせください。

問 健康福祉政策課(2階)
☎561-2360、FAX561-2482

滋賀県民生委員・児童委員キャラクター「びわっ湖ミンジー」



ポイ捨て防止 市民行動の日

「草津市ポイ捨て防止に関する条例」に基づき、ごみ問題を考える草津市民会議と市が環境美化に関する街頭啓発を行います。この事業にあわせて、各家庭や地域の清掃活動を実施いただくなど、みんなできれいな住みよい草津にしましょう。

🕒 5月28日(日) 11:00~12:00

📍 エイスクエア(西渋川一)

問 ごみ問題を考える草津市民会議事務局
(馬場町、クリーンセンター1階)
☎562-6361、FAX566-1694

光化学スモッグの 注意喚起

光化学スモッグで被害が出る恐れがあるときは、県から注意喚起が出されます。発令時は、不要不急の外出や、屋外での運動、自動車の使用を控えましょう。

発令情報は、県の「しらしがメール」で配信します。詳しくは、県DX推進課(☎528-3382)か、県ホームページ([HP https://www.pref.shiga.lg.jp/](https://www.pref.shiga.lg.jp/))をご覧ください。

問 環境政策課(1階)
☎561-2341、FAX561-2479

生ごみ処理容器で リサイクル生活！

家庭から出る生ごみを、処理容器を使って、減量・リサイクルしていませんか？市では処理容器購入費の一部補助を行っています。購入後3カ月以内に申し込んでください。

🕒 来年3月31日(日)まで(予算がなくなり次第、終了します)

対 市に住民登録があり、生ごみ処理容器を適正に維持管理できる人(過去に補助を受けた世帯や市税の滞納がある人を除く)

● **対象容器**
電気式や自然発酵式の生ごみ処理容器

● **補助金額**
購入費の2分の1(限度額3万円)

他 1世帯につき、1基のみの補助

申・問 資源循環推進課
(馬場町、クリーンセンター1階)
☎562-6361、FAX566-1694

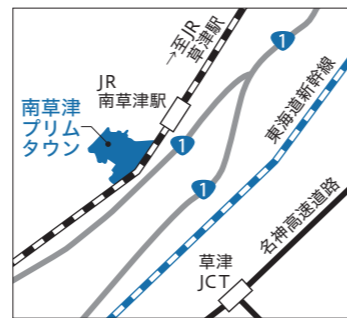
広報くさつ4月号15ページ「令和5年度市の組織・機構など」の記事について、国スポ・障スポ推進室のメールアドレスを「taikai」と記載していましたが、「kokusupo-syosupo」の誤りです。お詫びして訂正します。

国スポ・障スポ推進室	kokusupo-syosupo	FAX561-2488	6階
事業推進係		☎561-6896	

大津湖南都市計画 南草津プリムタウン 土地区画整理事業の 換地処分公告について

換地処分公告が5月19日(金)に実施される予定です。公告の翌日から当該区域の町名が新たに「南草津プリムタウン一丁目~四丁目」となり、郵便番号も525-0068に変わります。※一部、野路町、南笠町で残る区域もあります

問 都市計画課(4階)
☎561-2375、FAX561-2486



コンビニ交付の一時停止

南草津プリムタウン土地区画整理事業の換地処分公告にかかるシステムメンテナンスのため、コンビニなどでマイナンバーカードを利用した住民票や戸籍謄(抄)本、所得証明書などの発行ができません。

● **停止日** 5月20日(土)、21日(日)

問 市民課(1階)
☎561-2344、FAX561-2492
税務課(1階8番窓口)
☎561-2308、FAX561-2479

忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(全期・1期)
軽自動車税(全期)
納期限(口座振替日) 5月31日(水)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です！
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、FAX561-2479



新型コロナウイルスワクチン接種

申・問 市専用コールセンター ☎598-0932 (9:00~17:00、土・日曜日、祝日を含む)



令和5年春開始接種について 対象者は自己負担なしで接種できます

国の通知などで、内容が変わる可能性がありますので、最新の情報は市ホームページをご覧ください。

接種期間	5月8日(月)~8月末
対象者	・65歳以上の人・5歳以上の基礎疾患を有する人 ・医療機関、高齢者施設、障害者施設の従事者
接種間隔	新型コロナワクチン初回接種完了後、前回の接種から3カ月以上
個別接種	・場所 地域の医療機関 ・実施期間 5月8日(月)以降 ・使用ワクチン ファイザー社(オミクロン株対応)
集団接種	・場所 さわやか保健センター1階 ・実施期間 5月20日(土)以降 ・使用ワクチン モデルナ社(オミクロン株対応)

問 健康増進課(2階) ☎561-6683、FAX561-0180

草津駅前地下駐車場の 定期利用再開について

草津駅前地下駐車場は、6月30日(金)までは定期利用ができませんが、7月1日(土)から定期利用を再開*します。

昨年3月1日以降に定期利用をしたことがある人は、5月10日(水)までに申し込みをする必要があります。新たに定期利用を希望する人は、5月15日(月)から申込可能で、定期駐車場の枠が満車の場合は、空きが発生次第、申込先着順となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。※定期利用再開日は、工事の進捗状況などで変更する場合があります

- 問** ・【定期申込について】
地下駐車場東口管理事務所(渋川一)
☎567-5235、FAX567-5393
- ・【その他について】
交通政策課(5階)
☎561-2343、FAX561-2487



軽自動車税(種別割) 納税証明書に関する お知らせ

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の導入で、車検の際に納税証明書の掲示が1月から原則不要となりました。令和5年度で口座振替、クレジット・モバイル決済で納付する人への納税証明書の郵送を廃止します(小型二輪は軽JNKSに対応しないため、従来通り郵送を行います)。

- 下記の場合は納税証明書が必要となる場合があります
- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・車両の購入直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越しをした直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

口座振替で納税する人は納税確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受ける場合、継続検査(車検)用の納税証明書として、昨年度の証明書を有効期限にかかわらず、6月30日(金)まで利用できます。口座振替している人は、今年度の証明書が届く(6月中旬)まで、昨年度の証明書を利用してください。

問 税務課(1階8番窓口)
☎561-2308、FAX561-2479

身体障害者などの 軽自動車税(種別割)の 減免

一定の障害のある人が利用する車両は、軽自動車の軽自動車税(種別割)は、減免が受けられます。

- **必要書類**
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ
 - ・運転免許証
 - ・令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書
 - ・自動車検査証
- 他** ・前年度に減免の決定を受けた人は、4月上旬に送付した「減免を受けた軽自動車等に係る現況報告書」を返送してください(内容などに変更がある場合は、必要書類を持って、窓口で手続きしてください)
- ・減免を受けられる自動車などは、県税事務所所管の普通自動車を含め、障害者1人につき1台です
- ・障害の等級などにより、減免が受けられない場合があります

申 5月31日(水)まで
申・問 税務課(1階8番窓口)
☎561-2308、FAX561-2479